

(公務と民間のフレックスタイム制の比較)

項目	公務のフレックスタイム制 (勤務時間法第 6 条第 3 項)	民間のフレックスタイム制 (労基法第 32 条の 3)
対象者	<ul style="list-style-type: none"> 研究職員(研究職俸給表適用職員、任期付研究員及びその支援職員) 専門スタッフ職員(専門スタッフ職俸給表適用職員) 	労使協定において定める範囲の労働者
勤務時間決定方法	<p>各省各庁の長は、始業・終業時刻についての職員の申告を考慮して、業務の運営に支障がない限り、当該申告通りの勤務時間を割り振る。</p> <p>なお、割り振りは、できる限り単位期間(4週間)の1週間前の日までに行う。</p>	労使協定に定めるフレキシブルタイム等の範囲内で、労働者が始業、終業時刻を決定する。
勤務時間の変更	各省各庁の長は、業務の運営に支障がある場合等には、すでに割り振られている勤務時間について、割り振りを変更できる。	フレキシブルタイムの時間帯においては、労働者の同意を得ずに出社を命じることができない。
1週間の勤務時間	4週間につき1週間当たり38時間45分	1か月以内の清算期間を設定。清算期間においては、日・週をまたいで労働時間を調整することができ、期間を平均して週38時間45分を上限とする。
1日の勤務時間	日々異なることが可能だが、1日2時間以上(専門スタッフ職員の場合は1日4時間以上)の勤務が必要	フレキシブルタイムの範囲内で、労働者が決定
コアタイム	<ul style="list-style-type: none"> 研究職員については月曜日～金曜日の5日間のうち1日以上の日)の午前9時～午後4時の間で、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内 専門スタッフ職員については、月曜～金曜(公務の能率向上に特に資する場合には当該5日間のうち1日以上の日)の午前9時～午後4時の間で、1日につき2時間以上4時間30分以下の範囲内 	労使協定において、労働者が労働しなければならない時間帯(コアタイム)を定めることができる。
フレキシブルタイム	始業時刻は午前7時以後に、終業時刻は午後10時以前に設定。 ただし、研究職員については、業務の特殊性により始業時刻の設定を午前5時以降とすることができる。	労使協定において、労働者がその選択により労働することができる時間帯の制限(フレキシブルタイム)を定めることができる。